

第693回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成28年 2月 9日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

（1）横浜税関大黒埠頭コンテナ検査センター搬出入口の嵩上げ工事について

業務部 野口 管理課長

（2）TPP協定（仮訳文）の公表について

業務部 野口 管理課長

（3）分類例規の一部改正について

業務部 松本 関税鑑査官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 平成28年3月9日(水) 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成 28 年 2 月 9 日
横 浜 税 関

関係各位

横浜税関大黒埠頭コンテナ検査センター搬出入口の
嵩上げ工事について

平素より輸出入貨物等の税関検査に対してご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

横浜税関大黒埠頭コンテナ検査センター搬出入口の段差の嵩上げ工事を、本年 2 月 19 日（金）09：00 より 3 日間の予定で行います。19 日の大黒・鶴見地区蔵置貨物の大型 X 線検査は、横浜税関コンテナ検査センター（本牧）で検査を行いますのでご理解とご協力をお願いいたします。なお天候等の状況により代替日として翌週の 26 日（金）からの 3 日間を予定しております。工事日の変更の際は個別に連絡、調整させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

連絡・お問い合わせ先
横浜税関監視部
検査総括部門 045-625-5014

分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 0406.10 号	モザレラチーズ	ピザトッピング用としてペパロニとともにプラスチック製の密封袋に納められたモザレラチーズについて、小売用のセットとはみなされず、ペパロニと分離して第 0406.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 1601.00 号	ペパロニ	ピザトッピング用としてモザレラチーズとともにプラスチック製の密封袋に納められたペパロニについて、小売用のセットとはみなされず、モザレラチーズと分離して第 1601.00 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3004.90 号	ヒアルロン酸ナトリウムの溶液からなる医薬品	ヒアルロン酸を主成分とする溶液を注射器に充てんし無菌包装したもの。関節の痛みの緩和及び可動性の改善のために使用される医薬品として、第 3004.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3005.90 号	医療用ガーゼ	縦に半分に折られたロール状の白色平織物を、2 層の紙で包みラベルを付したものについて、医療用ガーゼとして、第 3005.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
※ 第 5704.90 号	紡織用繊維製電気カーペット	紡織用繊維製の電気カーペットで、本体の上にカバーをかけて使用することが前提とされるものについて、第 5704.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
※ 第 5705.00 号	紡織用繊維製電気カーペット	紡織用繊維製の電気カーペットで、カバー無しで単独で使用されるものについて、第 5705.00 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 7607.20 号	積層反射断熱材	2 枚のアルミニウムはくをポリエチレン製エアキャップの両面に積層した反射断熱材について、裏張りしたアルミニウムのはくとして、第 7607.20 号に分類(通則 1、3(b)及び 6)。
第 8466.10 号	伸縮アーム	果物の収穫用の空気圧レーキや、果樹剪定用の空気圧剪定ばさみ等に接続して使用される延長用の伸縮アーム。手持工具用のツールホルダーとして、第 8466.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8467.19 号	空気圧式レーキ	コンプレッサーからの空気により作動し、附属品を使用することなく手で操作できるもので、通常は収穫を容易にする伸縮アームを接続して使用される収穫用レーキについて、手持工具として第 8467.19 項に分類(通則 1 及び 6)。
第 8467.29 号	電気式レーキ	外部電池又は発電機により作動し、附属品を使用することなく手で操作できるもので、通常は収穫を容易にする伸縮アームを接続して使用される収穫用レーキについて、手持工具として第 8467.29 項に分類(通則 1 及び 6)。
第 8517.62 号	バッテリー式ウェアラブルデバイス	スマートホン等のホストデバイスと接続(paired)し、無線通信することにより、電話、カメラ、メール等の多様な機能を使用することができる腕時計型のデバイス。音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械として第 8517.62 号に分類(通則 1、3(b)及び 6)。

※印については、2015.12 周知済み

改正の概要（平成 28 年 3 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 8525.80 号	4つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ(14メガピクセル)	4つの回転翼を有するヘリコプター(ドローン)に搭載され、無線で操作可能なデジタルカメラ(取り外し不可)について、取り外し不可能なデジタルカメラを搭載したドローンは、機能等からデジタルカメラとして第 8525.80 項に分類(通則 1、3(b)及び 6)。
第 8701.90 号	二軸六輪の不整地走行用自動車(前二輪、後四輪)	セミトレーラーをけん引するように設計された、最高速度 40km/h の不整地走行用自動車について、トラクターのその他のものとして、第 8701.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8703.10 号	電池式電動機を搭載した四輪車両	電動機を搭載した 6 人乗りのゴルフカーに類似する車両を、第 8703.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8703.10 号	351cc の単気筒内燃機関を搭載した四輪車両	内燃機関を搭載した 6 人乗りのゴルフカーに類似する車両を、第 8703.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9401.71 号	乳幼児用いす	がん具が取り付けられた乳幼児用いすについて、腰掛けとして第 9401.71 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9401.71 号	乳児用いす	がん具が取り付けられた乳児用いすについて、腰掛けとして第 9401.71 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9401.71 号	乳児用揺りいす	がん具が取り付けられた乳児用揺りいすについて、腰掛けとして第 9401.71 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9405.40 号	発光ダイオード(LED)ダウンライト形状をしたランプ	発光ダイオードを光源とするダウンライト型のランプで、2本の銅製リード線により電源に接続するものについて、照明器具として第 9405.40 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9617.00 号	二重壁ステンレス製断熱魔法瓶(直径 75mm、容量 1.5L)	保温のための二重壁構造を有するステンレス製容器について、魔法瓶として第 9617.00 号に分類(通則 1 及び 6)。

分類例規第二部(国内分類例規)

第 04.09 項	ニュージーランド原産の天然はちみつを取扱いについて	ニュージーランド原産のはちみつに対する証明書の名称及び証明書の発行機関名が変更されたことに伴う改正。
-----------	---------------------------	--